

下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

ポイント解説 下請法

買いたたきをなくし、公正な取引を実現するために

公正取引委員会・中小企業庁

下請法は親事業者の濫用行為を取り締まります

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律です。

例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じることが禁じられています。たとえ当事者間で協賛金、値引き、歩引き等の名目で発注後に一定金額を下請代金から差し引くことで合意している場合であっても、下請法違反になります。また、親事業者の社内検査などの事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に、下請代金の支払日を遅らせることも認められません。

下請法の内容を正しく理解し、公正な取引を行ってください。

親事業者が下請法に違反した場合には、公正取引委員会から、違反行為を取り止めるよう勧告されます。

勧告される内容は、違反行為の取り止めのほか、下請事業者の被った不利益を原状回復すること、再発防止措置を採ることなどです。

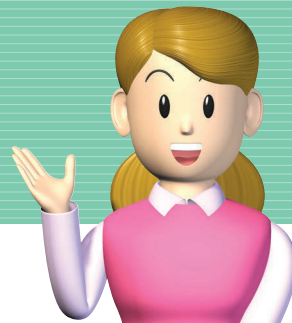
また、勧告された場合は、企業名、違反事実の概要などが公表されます。

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

CONTENTS

資本金区分	1
対象となる取引	2
取引の内容	3
トンネル会社規制とは	7
取次ぎとは	7
「買いたたき」とは	8
買いたたき事例	9
下請代金の減額	12
親事業者の禁止行為	13
支払期日を定めましょう	16
発注内容を書面にして交付しましょう	16
取引記録を書類として作成し、保存しましょう	19
立入検査、勧告等	20
買いたたき、減額など最近の勧告、警告事例	21
全国の相談窓口	

まず、下請取引に該当するかどうか、
資本金の面から確認しましょう。



資本金区分

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金（又は出資金の総額。以下同じ。）の区分と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めています。規制対象となる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

チェックポイント①

□ 自社の資本金が3億1円以上ですか。

YES →

資本金3億円以下の会社や個人事業者に、下図にある取引の内容を外注していれば、下請法が適用されます（下図のA参照）。

□ 自社の資本金が1千万1円以上～3億円以下ですか。

YES →

資本金1千万円以下の会社や個人事業者に、下図にある取引の内容を外注していれば、下請法が適用されます（下図のB参照）。

委託取引 の内容

①物品の製造、②物品の修理、
③プログラムの作成、④運送・物品の倉庫保管・情報処理

(資本金)
3億1円以上

3億円以下

1千万1円以上

1千万円以下

親事業者

下請事業者

(資本金)
3億1円以上

3億円以下

1千万1円以上

1千万円以下

親事業者

下請事業者

チェックポイント②

次のいずれかの内容の委託取引を行っている事業者に質問します。

① 放送番組や広告の制作、商品デザイン、製品の取扱説明書、設計図面などの作成など、**プログラム以外の情報成果物の作成**

② ビルや機械のメンテナンス、コールセンター業務などの顧客サービス代行など、**運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務の提供**

□ 自社の資本金が5千万1円以上ですか。

YES →

資本金5千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。

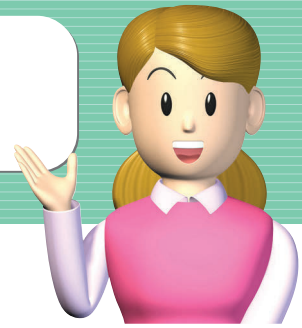
□ 自社の資本金が1千万1円以上～5千万円以下ですか。

YES →

資本金1千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。

→ 下請法に規定する資本金区分の取引がある場合は？ 次のページで、下請法の規制対象となる取引を詳しく解説しています。

次に、下請法の規制を受けるかどうか、取引内容の面から確認しましょう。



対象となる取引

前ページで確認したように、下請法では、取引を委託する事業者の資本金、受注する事業者の資本金等によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分に該当する場合、その取引は下請取引となります。

下請法の規制対象となる取引は、その委託される内容によっても条件が定められています。「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」と大きく4つの取引内容に大別されており、その適用対象となる取引は多岐にわたります。

【製造委託】

物品を販売し、または製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランドなどを指定して、他の事業者にも物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」とは動産のことを意味しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。

【修理委託】

物品の修理を請け負っている事業者がその修理を他の事業者にも委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者にも委託することなどをいいます。

【情報成果物作成委託】

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなど、情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にもその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のものを挙げることができ、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- 例：・プログラム
・映像や音声、音響などから構成されるもの
・文字、図形、記号などから構成されるもの

【役務提供委託】

運送やビルメンテナンスをはじめ、各種サービスの提供を行う事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者にも委託することをいいます。ただし、建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、役務には含まれません。

① 製造委託



取引の内容

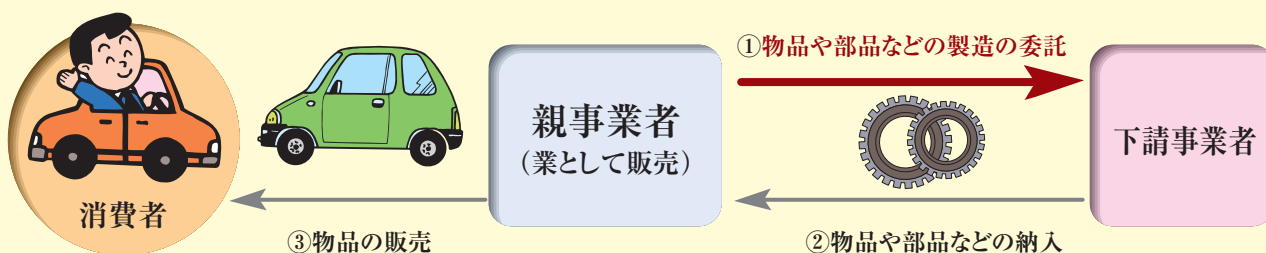
① 製造委託

製造委託には次の4つのタイプ（**その1～その4**）があります（部分が下請取引です。）。

製造とは、原材料である物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、加工とは、原材料である物品に一定の工作を加えることにより一定の価値を付加することをいいます。例えば、印刷業も製造委託の対象であり、また、金型についても、**製造委託その3**を除き、製造委託に係る物品や部品等の製造に用いる金型の製造を委託すれば製造委託に該当します。

製造委託 その1

物品の販売を行っている事業者が、**その物品や部品などの製造を他の事業者**に委託する場合。

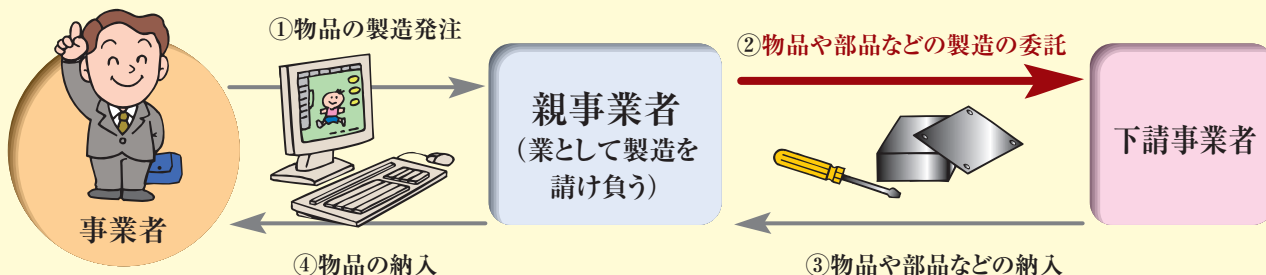


◎「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができると指します。

- ◆（例）・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ・電機メーカーが、電気製品の部品製造に必要な金型の製造を金型メーカーに委託する場合。

製造委託 その2

物品の製造を請け負っている事業者が、**その物品や部品などの製造を他の事業者**に委託する場合。



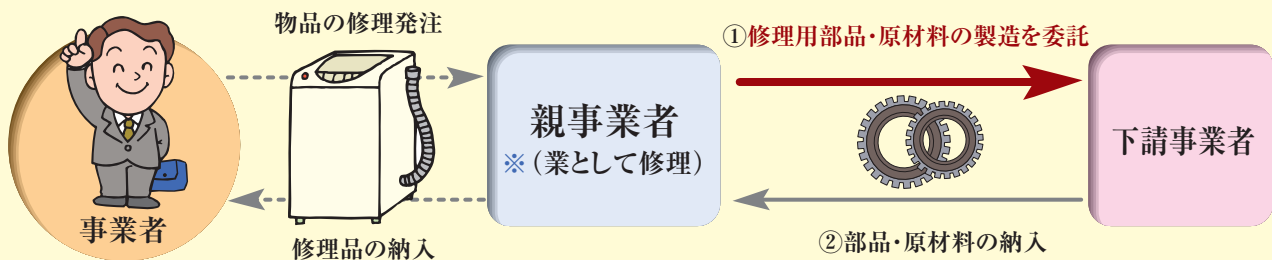
- ◆（例）精密機器メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

- ① 製造委託
- ② 修理委託



製造委託 その3

物品の修理を行っている事業者が、**その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者**に委託する場合。

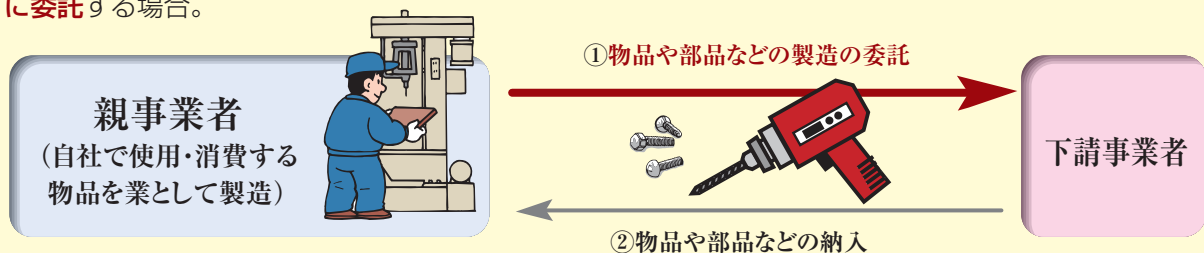


(※) 他の事業者から修理を依頼される場合のほか、**自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。**

◆ (例) 家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託 その4

自社で使用・消費する物品を社内で製造している事業者が、**その物品や部品などの製造を他の事業者**に委託する場合。



◆ (例) 製品運送用の梱包材を自社で製造している精密機器メーカーが、その梱包材の製造を資材メーカーに委託する場合。

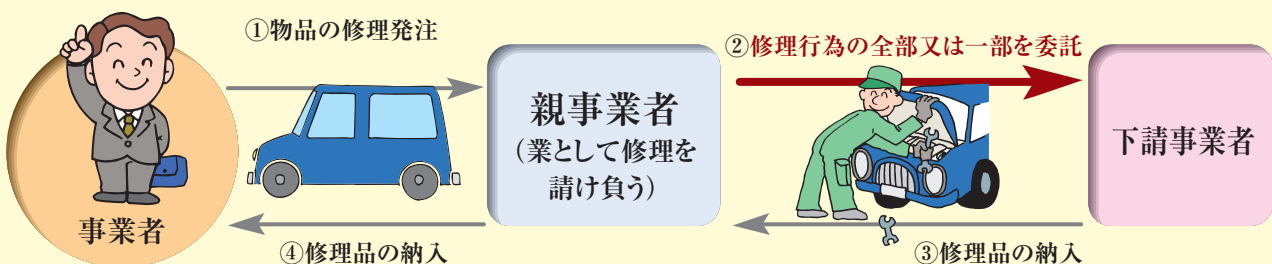
② 修理委託

修理委託となるのは、修理を請け負った物品、自社で修理している物品の修理を委託する場合です。修理委託には次の2つのタイプ(その1,その2)があります。

修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいいます。例えば、類義語として「点検」や「メンテナンス」がありますが、これらの行為の対象(物品)が正常に稼働している状況であれば修理委託の対象ではなく、役務提供委託の対象となります。修理委託の対象は、元来の機能を失った物品であることに注意する必要があります。

修理委託 その1

物品の修理を業として請け負っている事業者が、**修理行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



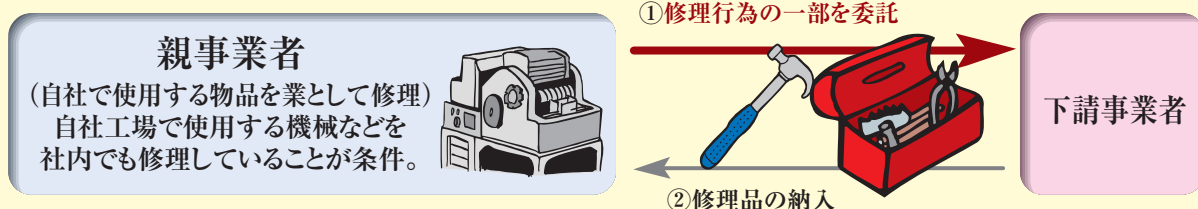
◆ (例) 自動車ディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理会社に委託する場合。

- ② 修理委託
- ③ 情報成果物作成委託



修理委託 その2

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、**その物品の修理行為の一部を他の事業者**に委託する場合。



- ◆ (例) 自社工場の設備等を社内で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業を修理会社に委託する場合。

③ 情報成果物作成委託

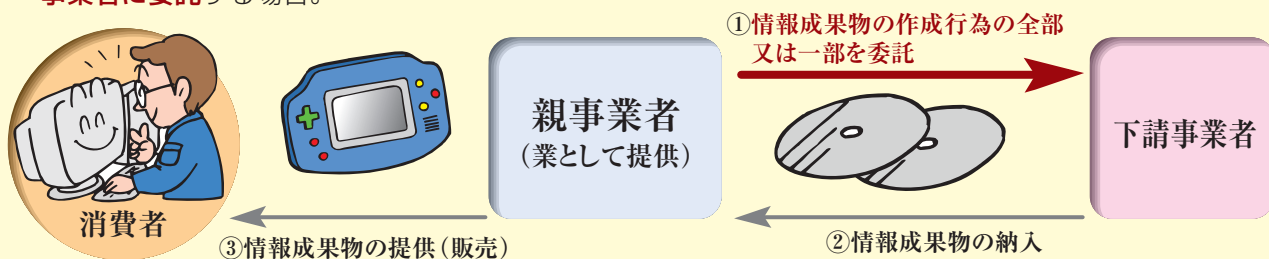
情報成果物とは、次のものをいいます。

- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

情報成果物作成委託には次の3つのタイプ（その1～その3）があります。

情報成果物作成委託 その1

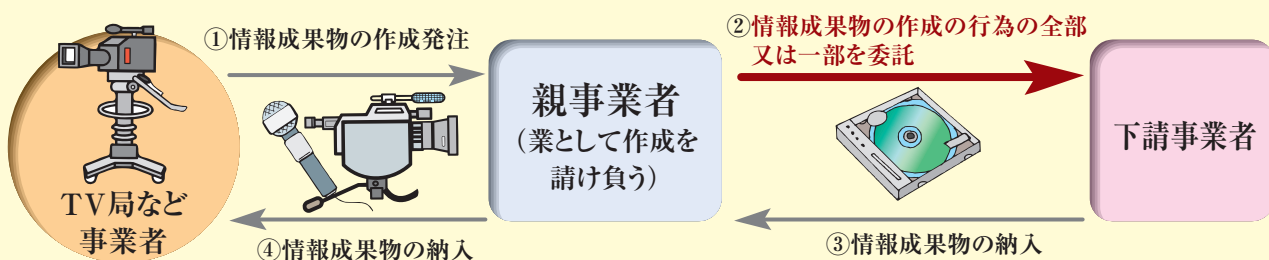
情報成果物を業として提供している事業者が、**その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



- ◆ (例) ソフトウェア・メーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェア・メーカーに委託する場合。

情報成果物作成委託 その2

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、**その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



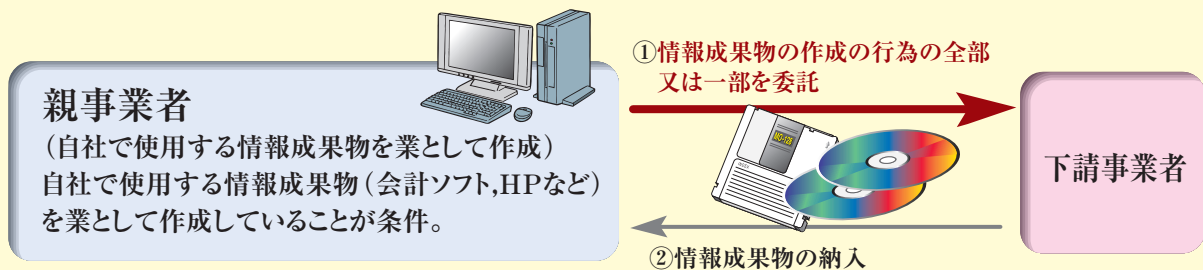
- ◆ (例) 広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。

- ③ 情報成果物作成委託
- ④ 役務提供委託



情報成果物作成委託 その3

自社で使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、**その作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



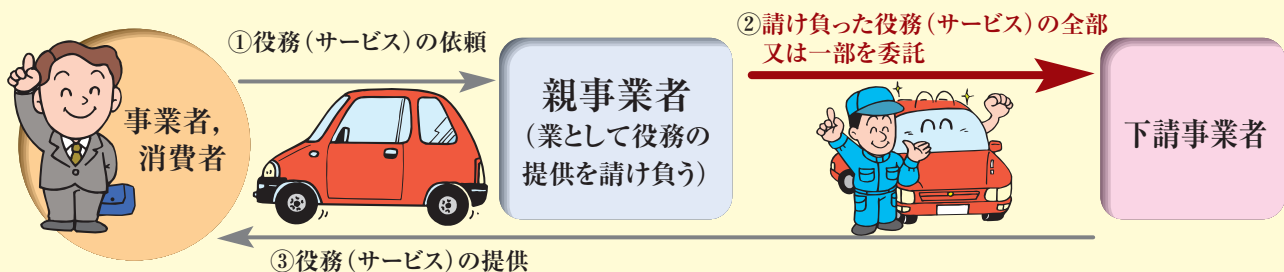
- ◆ (例) 家電メーカーが、内部のシステム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェア・メーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます。

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、**その提供の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



- ◆ (例) ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
- ・貨物運送業者が、請け負った貨物運送業務のうち一部経路の業務を委託する場合。

◎役務提供委託の注意点

- 1 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。
- 2 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。
例えば、荷主から貨物運送の委託のみを請け負っており、貨物の梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要なために梱包作業を他の事業者へ委託に出す場合、この梱包作業を他の事業者へ委託する部分については下請法上の「役務提供委託」には該当しません。

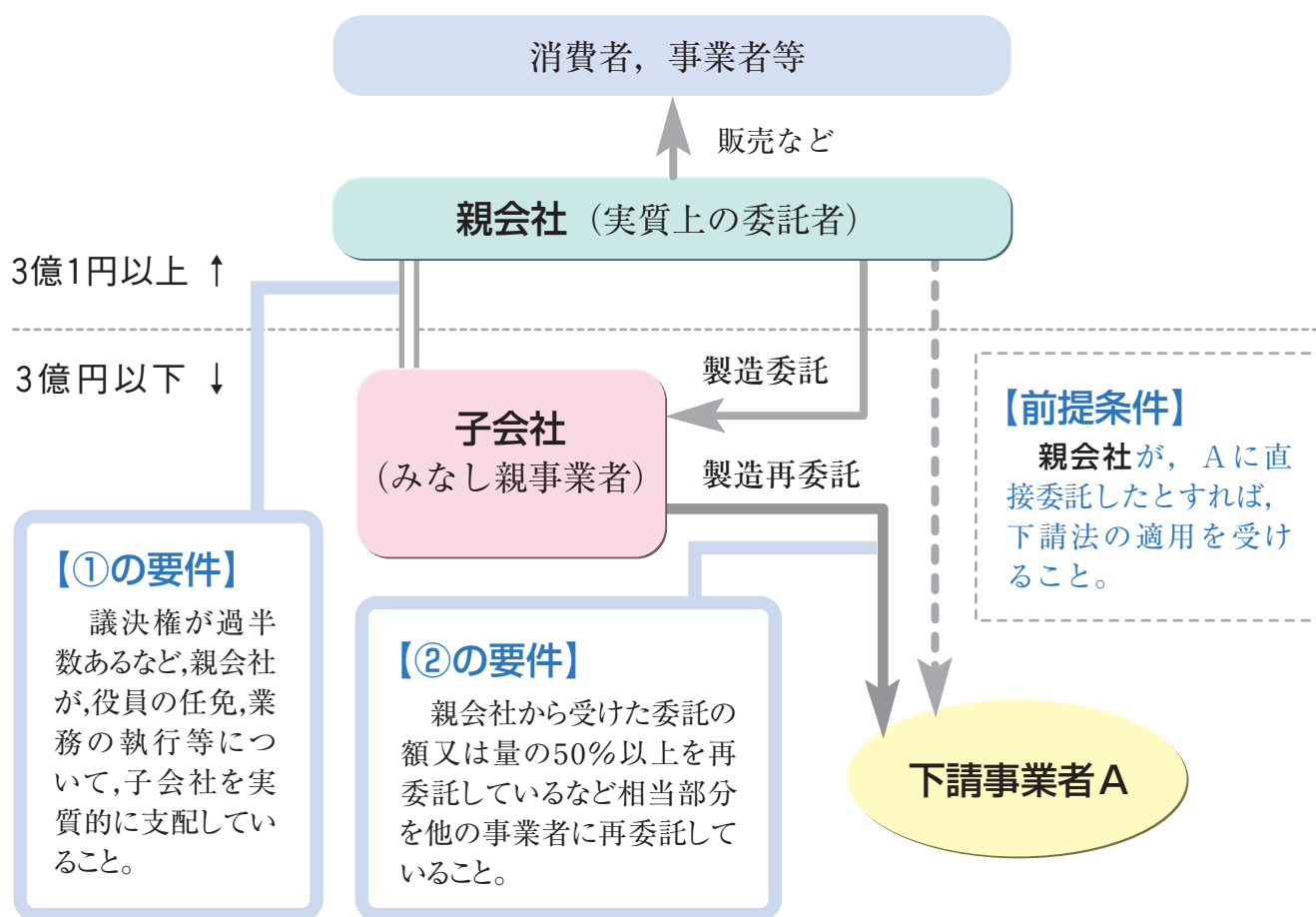
子会社を通して取引する場合には 注意が必要です。



トンネル会社規制とは

事業者（直接、下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合）が、資本金3億円以下（注）の子会社を設立し、その子会社を通じて委託取引を行っている場合に、①親会社－子会社の支配関係、②関係事業者間の取引実態が一定の要件を共に満たせば、その子会社は、親事業者とみなされて下請法の適用を受けます。

○トンネル会社の概念図＜製造委託の例＞



(注) 資本金3億円は物品の製造・修理, プログラムの作成, 運送・物品の倉庫保管・情報処理の委託の場合であり, 情報成果物（プログラムは除く）の作成委託, 役務（運送・物品の倉庫保管・情報処理は除く）提供の委託の場合は5千万円になります。

また, 資本金1千万円基準についても同様に, 物品の製造・修理, 情報成果物の作成及び役務提供の各委託取引に適用されます。

取次ぎとは

いわゆる取次ぎとは, 直接的に取引当事者とならず, 単に契約事務を代行するものであり, 取引当事者でないため下請法の対象とはなりません。

下請取引において、著しく低い下請代金を押し付けることは禁止されています。



「買いたたき」とは

下請代金の額を決定するときに、①発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を②不当に定めることが「買いたたき」になります。

○なぜ買いたたきはいけないのか？

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、限度を超えた低価格を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになります。親事業者と下請事業者が公正な取引を行うためには、買いたたきのような濫用行為を防止する必要があります。

○比較される「通常支払われる対価」とは何か？

- ① 通常支払われる対価とは、同じような取引の給付の内容（又は役務の提供）について、その下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（通常対価）のことをいいます。
- ② 通常対価の把握が困難な場合は、例えば、その給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常支払われる対価として取り扱います。

【解説】

下請事業者の「給付」とは

下請事業者が、親事業者から受注して製造・作成等した商品等を引き渡したり、役務を提供することをいいます。

○買いたたきはどうやって判断するのか？

買いたたきに該当するか否かは、

- ① 著しく低いかどうかという価格水準（「通常支払われる対価」と「下請事業者の給付に対して支払われる対価」との乖離状況や必要に応じその給付に必要な原材料等の価格動向など）
- ② 不当に定めていないかどうかという下請代金の額の決定方法（下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法）や対価が差別的であるかどうか等の決定内容を勘案してケースバイケースで当不当を総合的に判断します。

このため、どのような手続を経て取り決めたのか（決定方法）などにポイントを置いて行為の外形から下請法違反のおそれがあるかを判断することとしています。具体的には、下請代金の額の決定に当たって、下請事業者の事情を十分考慮し、協議を尽くすことが重要です。



買いたたき事例

違反行為が生じないように未然に防止する観点から、**下請代金の額の決定方法を中心に**、どのような行為をしたら問題となるおそれがあるか、参考事例をみてみましょう。

買いたたきのパターンその1

一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

下請代金の据え置き

- 親事業者は、景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、外注加工費を削減するため、一部の下請事業者に対し、自社の財務状況に係るデータ等を説明し、収益が回復するまでの間の一時的なものである旨の限定を付した上で、下請代金の引き下げによる協力を要請したところ、当該要請を受けた下請事業者は、親事業者の説明に納得し、親事業者の収益が回復した場合には下請代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に、下請代金を大幅に引き下げることを受け入れた。その後、景気が回復し、親事業者の収益も回復したところ、引き下げ要請に応じた下請事業者から、下請代金の引き上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、下請代金を据え置いた。

どこが問題なの？

下請事業者の事情を十分考慮した協議を尽くしていないことから、対価の決定方法に不当性があります。価格を据え置いた場合でも、買いたたきに該当することはあります。

- 親事業者から下請事業者に対して、使用することを指定した原材料の価格が高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から、従来の単価のままでは対応できないとして単価の引き上げを求めたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置いた。
- 親事業者は、下請事業者に対してISOの品質マネジメントシステム構築に係る認証の取得を要請し、当該要請に応じない場合には以後の取引を停止する旨通知する一方で、下請事業者における同認証の取得のためには多額の費用を要することが明らかであるにもかかわらず、当該多額の費用を考慮することなく、一方的に、従来どおりに下請代金を据え置いた。

どこが問題なの？

親事業者が、下請事業者に対してISOの品質認証の取得を要請すること自体は直ちに問題となるものではありません。しかし、親事業者の都合でコストアップの要因が生じているのであれば、このような要請を行う際に、下請代金については従前のまま一方的に決定しておくのではなく、下請代金について、改めて下請事業者と十分な協議を行う必要があります。



納品後の下請代金の決定

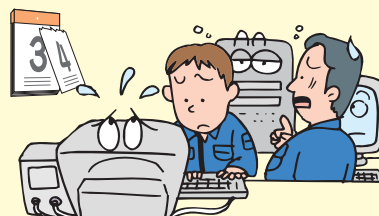
- 親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

どこが問題なの？

親事業者があらかじめ下請代金を決定しないで発注し、納品後に価格を交渉・決定することは、一般に、下請事業者は取引をしないという選択肢を失っている中で下請代金を交渉することとなるため、下請事業者にとって非常に不利な取引方法になります。このようなことのないよう、下請法は、親事業者に対して、あらかじめ協議の上取り決めた下請代金の額を記載した発注書面を交付することを義務付けています。発注書面の不交付という問題に加えて、部品が納品された後に親事業者が一方的に通常の対価を大幅に下回る単価を決定することは、買ったときのおそれのある行為です。

短納期発注

- 親事業者は、下請事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。親事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。下請事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした下請単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で下請代金の額を定めた。



どこが問題なの？

短納期発注により、抽象的にコスト増が想定されれば、直ちに買ったときとして問題となるわけではありません。効率化、合理化等によるコストの吸収努力は否定されるべきではありません。それでも下請事業者のコスト増となる場合、買ったときに当たるかどうかは、下請代金が給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低いかどうかということのほか、下請代金の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行なわれたかどうかポイントになります。

多頻度小口納入

- 親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

買いたたきのパターンその2～5



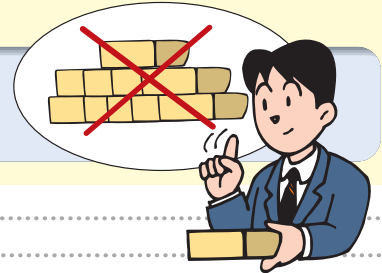
買いたたきのパターンその2

多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、単価の決定に当たって、下請事業者に1個、5個及び10個製作する場合の見積書を提出させた上、10個製作する場合の単価（この単価は1個製作する場合の通常対価を大幅に下回るものであった。）で1個発注した。

どこが問題なの？

いわば欺瞞的な対価の決定方法である点で問題があります。



買いたたきのパターンその3

合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、自社の目標額を達成するためにはコストダウンが必要があるとして、一部の下請事業者が納入する部品について他の下請事業者が納入する同一の部品よりも著しく低い単価を定めた。

買いたたきのパターンその4

一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして主要な部品について一律に一定率引き下げた額を下請単価と定めたため、対象部品の一部の単価は通常対価を大幅に下回るものとなった。

どこが問題なの？

コストの低減に取り組むことが直ちに問題になるものではありませんが、対価決定に当たっては、品目ごとに下請事業者から見積書を取り、これをもとに十分な協議を行なうという手続を踏んでいない点で問題があります。

買いたたきのパターンその5

同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、海外では国内よりも安い販売価格でないと売上が伸びないことを理由に、海外向けの製品に用いる部品について国内向けの製品に用いる同一の部品よりも著しく低い単価を定めた。

次のような行為は買いたたきに該当しない
場合であっても、減額として問題となります。



下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、**発注時に定められた金額**（発注時に直ちに交付しなければならない書面に記載された額）**から一定額を減じて支払うことを全面的に禁止しています**。値引き、協賛金、歩引き等の**減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となります**。平成16年度以降勧告・公表された事件は、ほとんど減額に該当するものであり、特に対応に注意する必要があります。

- ① 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。

【注意！】 買いたたきは、親事業者が下請事業者が発注する時点で生じる違反行為ですが、下請代金の減額は、発注時に定められた額を事後的に差し引くことによって生じる違反行為です。

- ② 「製品を安値で受注した」又は「販売拡大のために協力して欲しい」などの理由で、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。

【注意！】 下請代金の額から差し引く場合のほか、減額分を別途、協力金として取り立てる場合も減額となります。

- ③ 販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額すること。

【注意！】 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させる場合も下請代金の減額に含まれます。

- ④ 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定されたが、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及して適用すること。

【注意！】 旧単価から新単価に引下げたときは、新単価は単価改定が合意された後の発注分から適用する必要があります。既に発注した分まで遡及して新単価を適用をすると、減額となります。

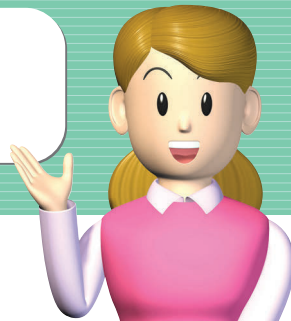
- ⑤ 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減すること。

- ⑥ 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から差し引くこと。

【注意！】 下請事業者との合意がなければ、下請代金から銀行振込手数料を差し引くことは認められません。また差し引くことのできる金額は、親事業者が負担した実費の範囲内です。

- ⑦ 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

買ったたきや減額のほかに、親事業者の次のような行為も禁止されています。



親事業者の禁止行為

これまでみてきた買ったたきや下請代金の減額以外にも、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護のため、親事業者が行ってはならない次の禁止行為が定められています。

禁止行為に該当する行為は、たとえ下請事業者と合意していても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、下請法に違反することとなります。

違反行為が認められた場合には、公正取引委員会又は中小企業庁から、警告又は改善指導が行われることがあります。下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる場合には、公正取引委員会から勧告・公表されることがあります。

下請代金の支払遅延

物品等を受け取った日（受領日）から60日以内に定めなければならない支払日までに下請代金を支払わないことです。受け取った物品等の社内検査が済んでいないことは、支払を引き伸ばす理由になりません。

例）下請代金の支払いについて「毎月20日納品締切、締切後40日現金支払」の支払制度を採っていたため、下請事業者から物品等を受け取ってから60日を超えて下請代金を支払っていた。

※ 以下のような場合も支払遅延となります。

- 自社の事務処理遅れや下請事業者からの請求書の提出の遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払うこと。

【注意点】

親事業者においては、あらかじめ下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、下請事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応を採ることが望まれます。

- 支払日が金融機関の休業日に当たったときに、下請事業者の同意を得ずに翌営業日に支払を順延すること。

【注意点】

金融機関の休業日による順延が認められるのは、順延する期間が2日以内である場合であって、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で書面で合意しているときです。



受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取らないことです。

例) 発注元の都合による仕様等の変更を理由として、下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

【注意点】 正当な理由なく納期を延期することも受領拒否になります。

【解説】

「受領」とは

下請事業者が納入したものを、社内検査の有無にかかわらず受け取る行為を指し、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになります。

不当返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品することです。

例) 受入検査を下請事業者に文書で委任していないにもかかわらず、受領後に不良品を返品した。

【注意点】 受入検査を行っていないのに不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは問題になります。

物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることです。

例) 外注担当者が下請事業者に対して、自社が取り扱う商品の購入等を要請した。

【注意点】 保険、リース、インターネットプロバイダーなどのサービスの利用も対象になります。また、親事業者や親事業者の関連会社が取り扱う商品やサービスに限らず、親事業者が指定する商品等であれば対象となります。

有償支給原材料等の対価の早期決済

有償支給する原材料等で下請事業者が物品の製造等を行なっている場合に、下請事業者には責任がないのに、その原材料等が使用された物品の下請代金の支払日より早く、支給した原材料等の対価を支払わせ、下請事業者の利益を不当に害することです。下請代金の額から控除することも対象となります。

例) 下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給した原材料の代金を下請代金から控除していた。



割引|困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付し、下請事業者の利益を不当に害することです。

※割引困難な手形とは、繊維業は90日、その他の業種は120日を超える長期の手形をいいます。

例) 手形期間が130日の手形を交付した。

不当な経済上の利益の提供要請

自社のために、下請事業者に現金やサービス、その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することです。

※経済上の利益とは、協賛金や従業員の派遣などをいいます。

例) 委託取引先の登録制を採っているが、登録された下請事業者に対し、「協定料」と称して現金の提供を要請した。

不当な給付内容の変更、やり直し

下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害することです。

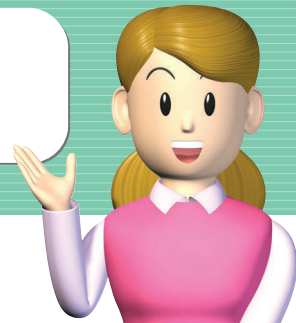
例) 親事業者や発注元の都合を理由に、下請事業者に責任がないのに発注内容を変更し、変更に伴う必要な費用の一部を下請事業者に負担させていた。

【注意点】 給付内容を変更した場合は、その内容を記載して保存する必要があります。

報復措置

これらの禁止行為に該当する行為を親事業者が行った場合に、下請事業者がその事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を削減したり、取引停止などの扱いをすることです。

取り決めた取引条件が履行されるよう、 発注書面を交付する義務があります。



支払期日を定めましょう

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めるときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

また、親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**下請事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務があります。**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は排除されます。

発注内容を書面にして交付しましょう

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければなりません。

記載すべき事項は、次のとおり**法令で具体的に定めてあり、原則として該当するものをすべて決定した上で記載**する必要があります。

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

ただし、下請法では発注書面の様式は定めていないので、取引内容に応じて適切な発注書面を作成すれば問題ありません。**重要なのは、発注したら直ちに下請事業者が発注書面を交付することです。この規定に違反すれば、50万円以下の罰金に処せられます。**



発注書面サンプル（規則で定められた事項を一つの書式に網羅した場合）

注文書		
〇×株式会社 殿		令和〇年〇月〇日 △△株式会社
給付の内容 注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。 著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。		
納期 令和〇年×月×日	納入場所 弊社本社△△課	検査完了期日 令和〇年×月×日
下請代金額（円）※ 100,000円	支払期日 令和〇年×月×日	支払方法 現金

※ 「下請代金額」欄には、発注時に協議して決定した**下請代金の額を明確に記載する必要があります**。なお、具体的な下請代金額を記載できない正当な理由がある場合は、次の要件を備えた**算定方法**（例：工賃〇円×所要時間数＋原材料費）による記載が認められています。

① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。

② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。

また、**下請代金の具体的な金額が確定した後、速やかに下請事業者に当該金額を通知する必要があります**。

○ 共通記載事項

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項（共通記載事項といいます。）に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記して**発注書面との関連付けをしておかなければなりません**。



共通記載事項の例

		令和○年○月○日
殿		〇〇〇株式会社
支払方法等について		
当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。 なお、御承諾の場合は、御連絡ください。		
記		
1. 支払制度	納品毎月○日締切 翌月○日払	
2. 支払方法	支払総額○円未満現金	
	〃 ○円以上	現金○% 手形○% 手形期間○日 一括決済方式○% (金融機関名 決済は支払期日から起算して○日目) 電子記録債権○% (電子記録債権の満期日令和○年○月○日)
3. 検査完了期日	納品後○日	
4. 実施期間	令和○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）	
以 上		

○ 例外的な書面の交付方法

発注書面の記載事項のうち「その内容が定められない正当な理由がある」場合（例：ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合）には、その事項を記載せずに発注書面（当初書面）を交付することが認められます。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由**及び**内容を定めることとなる予定期日**を**当初書面に記載しなければなりません**。一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由がある」とはいえませんが、

また、当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後には、直ちに、その事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要があります（発注書面と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにすること。）。



当初書面の例

注文書

〇×株式会社 殿 令和〇年〇月〇日
△△株式会社

給付の内容
品名〇△□
詳細仕様は未定（後日交付する「〇〇仕様書」による。）

納期 令和〇年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 令和〇年×月×日
下請代金額（円） ※ 未定	支払方法 現金	支払期日 令和〇年×月×日

未定の事項の内容が定められない理由：
ユーザーの仕様が未定のため。
未定の事項の内容を定めることとなる予定期日：
令和〇年〇月〇日

補充書面の例

注文書

〇×株式会社 殿 令和〇年〇月〇日
△△株式会社

給付の内容
「〇〇仕様書」のとおり。

下請代金額（円） 100,000円

※ 本注文書は、令和〇年〇月〇日付け注文書の記載事項を補充するものです。

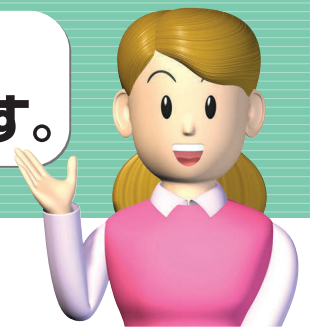
取引記録を書類として作成し、保存しましょう

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の金額など、**取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています**。これは、違反行為に対する親事業者の注意を喚起するとともに、公正取引委員会や中小企業庁による迅速、正確な調査や検査に役立つことを目的としています。

記録すべき事項は、次のとおりです。

- ① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

公正取引委員会及び中小企業庁は 違反行為に対して厳しく取締を行っています。



立入検査，勧告等

書面調査，立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録の調査や立入検査を実施しています。

勧告・公表を行っています。

公正取引委員会は、親事業者が下請法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させること（減額分や遅延利息の支払い等）を求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告・公表を行っています。

○公正取引委員会は、親事業者に対して、例えば次のような事項を文書により勧告し、原則として会社名とともに、違反事実の概要、勧告の概要を公表しています。

- ① 「〇〇」と称して下請代金の額から減じていた額（総額〇〇円）を下請事業者に対して速やかに支払うこと。
- ② 前記の減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨を取締役会の決議により確認すること。
- ③ 今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないように、社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員等に周知徹底すること。
- ④ 前記①、②及び③に基づいて採った措置を取引先下請事業者に周知すること。

勧告に至らない事案であっても、親事業者に対し改善を強く求める指導を行い、下請法の遵守を促しています。

また、中小企業庁長官は、違反親事業者に対して行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対して措置請求を行います。措置請求とは、中小企業庁長官が、公正取引委員会による勧告が相当と考えられる事案について、調査結果とともに公正取引委員会に通知し、勧告を行うよう求めることです。

最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務を守らなかった場合には、違反行為をした者（本人）のほか、会社も50万円以下の罰金に処せられます。また、親事業者に対する定期的な書面調査などにおいて報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、公正取引委員会や中小企業庁の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も同様に罰金に処せられます。



買ったとき、減額など最近の勧告、警告事例

下請代金の買ったとき

- A社は、貨物運送を下請事業者に委託している。A社は、従来の単価から一定の割合で単価を一方的に引き下げて下請代金の額を定めていた。
- B社は、ソフトウェアの制作を下請事業者に委託している。B社は、下請事業者と十分協議することなく、自社の目標額を押し付けて下請代金の額を定めていた。
- C社は、貨物運送等を下請事業者に委託している。C社は、一部の発注において、同社が一方的に代金を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。

下請代金の減額

- D社は、荷物の運送及び集配業務を下請事業者に委託している。D社は、コスト削減を図るため、下請事業者に対して、運送単価の引下げを要請し、当該運送単価の引下げに応じない下請事業者に対し、下請代金から「協力費」と称して一定額を差し引くことにより、下請事業者には責任がないのに、下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。
- E社は、自動販売機等の製造を下請事業者に委託している。E社は、顧客からの原価低減要請等に対応するため、下請事業者に対し、自動販売機等の部品の原価低減を要請し、それぞれの下請事業者との間で協力を求める額を取り決め、下請事業者には責任がないのに、下請代金の額を減じていた。
- F社は、貨物自動車運送を下請事業者に委託している。F社は、下請事業者には責任がないにもかかわらず、下請事業者に対し、値引き等と称して下請代金の額から一定の割合の額を差し引くことにより、下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。

不当な経済上の利益提供の要請の禁止

- G社は、自動車用部品等の製造を下請事業者に委託している。G社は、自社の社員のためのレクリエーションの実施に当たり、下請事業者に対し、協賛金の提供を要請し、一部の下請事業者から協賛金を徴収していた。

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

下記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいますので、ご利用ください。

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987
千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
Tel 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp>
(管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042
札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
Tel 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719
(管轄区域：北海道)

東北事務所 下請課

〒980-0014
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
Tel 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548
(管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

中部事務所 下請課

〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
Tel 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003
(管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008
大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
Tel 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214
(管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
Tel 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123
(管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019
高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
Tel 087(811)1758(直) FAX 087(811)1761
(管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州事務所 下請課

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
Tel 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465
(管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
Tel 098(866)0049(直) FAX 098(860)1110
(管轄区域：沖縄県)

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912
千代田区霞が関1-3-1
Tel 03(3501)1732(直) FAX 03(3501)1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

〒060-0808
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
Tel 011(700)2251(直) FAX 011(728)4364
(管轄区域：北海道)

東北経済産業局 産業部 中小企業課

〒980-8403
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
Tel 022(221)4922(直) FAX 022(215)9463
(管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課

〒330-9715
さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館
Tel 048(600)0325(直) FAX 048(601)1500
(管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003
名古屋市中村区名駅南4-1-22
Tel 052(589)0170(直) FAX 052(589)0173
(管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
Tel 06(6966)6037(直) FAX 06(6966)6079
(管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室

〒730-8531
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
Tel 082(224)5745(直) FAX 082(205)5339
(管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局 産業部 中小企業課

〒760-8512
高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
Tel 087(883)6423(直) FAX 087(811)8558
(管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
Tel 092(482)5450(直) FAX 092(482)5551
(管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
Tel 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710
(管轄区域：沖縄県)